令和２年９月

財政課長
企画課長
総務課長　殿

一般社団法人 日本経営協会
常務理事・中部本部長　大久保　若穂

新規講座

〈名古屋地区〉NOMA行政管理講座開催のご案内　　［令和２年１２月９日(水)開催］

自治体と民間企業間における　地域包括連携協定締結実務

拝啓　時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。本会事業活動には、平素より格別なご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

地方自治体が民間企業と包括連携協定を結ぶ事例が増えています。
企業にとっては、CSRやPR、自治体にとっては地域課題の解決といった相互にメリットをもたらす効果が期待できます。

一方、継続的な関係を構築することから、利益供与や不公正な取引にならないよう、公契約のルールに沿って締結を進める必要があります。

今回は、新たに地域包括連携協定の締結を予定されている自治体に、関連法令や締結時の留意点等を講義させていただくとともに、実際の協定を締結した自治体にもお越しいただき、ご発表いただきます。

時節柄ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係者の方々多数のご参加をおすすめ申し上げます。

敬具

記

日　時：令和２年 12 月９日(水)　10:00～17:00（1 日 6H）
会　場：NHK名古屋放送センタービル内教室
講　師：　楠井法律事務所　弁護士・博士（医学）
楠井　嘉行 氏

参加料（負担金　1名につき）：

	負担金	消費税等	合 計
NOMA会員	18,000 円	1,800 円	19,800 円
一　　般	20,000 円	2,000 円	22,000 円

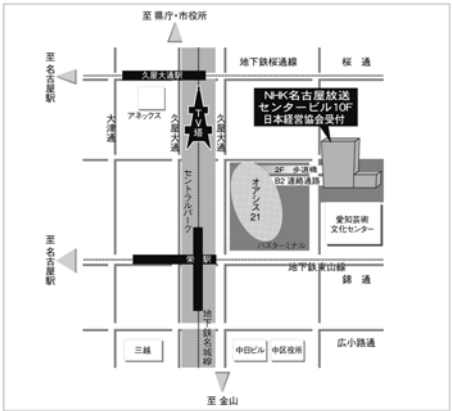

【JR・名鉄・近鉄の名古屋駅より】
地下鉄東山線(4分)栄駅より徒歩**5分**
地下鉄桜通線(5分)久屋大通駅より徒歩**8分**

【中部国際空港より】
名鉄(25分)金山駅(乗換)地下鉄名城線(7分)栄駅より徒歩**5分**
※地下鉄駅からは、地下街、オアシス21経由でNHKビルに直通

申込方法：裏面の申込書に必要事項をご記入の上、FAX等で下記へお申し込みください。折り返し、「参加券」と「振込口座名を記載した請求書」を、ご派遣責任者宛にお送りします。
・負担金は原則開催日の 3 営業日前までに銀行振込にてお納めください。経理処理等の都合で遅れる場合は事前にご連絡ください。
・ご参加申込の方のご都合が悪くなられた場合は、代理の方にご出席いただきますようお願いいたします。
・領収書は「振込金受領書」をもって代えさせていただきます。必要な場合はご連絡ください。

キャンセル：お申し込み後、キャンセルされる場合は 3 営業日前までにご連絡下さい。開催日の 3 営業日前～前日までのキャンセルは受講料の 30%、開催日当日のキャンセルは 100%をキャンセル料として申し受けます。なお、当日までに連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますので、予めご了承ください。

ご宿泊（ご参考）：本会では宿泊手配（予約）はいたしませんので、直接ホテルへお申込みくださいますようお願いいたします。
※ホテルの宿泊料・割引等は事前にフロントにお確かめください（時期によって変動がございます）

ホテル名	シングル客室料金（ご参考）	交通	ホテル電話
東京第一ホテル錦	11,000 円～13,000 円（15～20%割引有）	地下鉄栄駅より徒歩 3 分	052-955-1001
ベストウェスタンホテル名古屋	7,000 円～	地下鉄栄駅より徒歩 4 分	052-263-3411

その他：参加者が少数の場合、天災の場合において、中止・延期させていただく場合があります。

お問合せ：　一般社団法人日本経営協会　中部本部　企画研修ｸﾞﾙｰﾌﾟ〈担当：大脇・中村〉
お申込先　〒461-0005　名古屋市東区東桜 1-13-3　NHK 名古屋放送センタービル 10F
TEL (052)957-4172　FAX (052)952-7418　ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ http://noma-chubu.jp/
※お問合せは、平日の9:15～17:15にお願いいたします。

以上

◇講義項目◇

※本講座の「出張講座」も承っております。お気軽にお問合せください。

1　地域包括連携協定の意義
(1)　地域包括連携協定とは　　(2)　自治体のメリット　(3)　民間企業等のメリット

2　地域包括連携協定締結に向けて
(1)　自治体が抱える課題　　(2)　民間企業等が抱える課題
(3)　課題解決に向けた取り組み

3　先進的事例紹介Ⅰ
○自治体の窓口（桑名市「コラボ・ラボ桑名」）

4　地域包括連携協定締結後の課題
(1)　地域包括連携協定締結の目的　　(2)　具体的な事業の展開

5　関連法令等
(1)　まち・ひと・しごと創生法及び同法に基づく総合戦略等
(2)　地域再生法及び同法に基づく各交付金
(3)　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金適正化法）

6　公契約に関するルール
(1)　公契約とは　　(2)　公契約に関する基本原則

7　先進的事例紹介Ⅱ
○地域包括連携協定に基づく具体的事業の展開（多気町の取り組み）

【講師紹介】
三重大学理事・副学長（法務担当）　自治体債権研究会　代表・行政対象暴力研究会　副代表
楠井法律事務所　弁護士・博士（医学）　楠井　嘉行 氏

昭和 55 年～58 年三重県職員。昭和 60 年弁護士登録。
三重県下市町の法律顧問の他、公職多数。津地裁家裁調停委員

【著　書】
「自治体の債権回収」(公職研)/「行政対象暴力Q＆A」(ぎょうせい)/「自治体と弁護士の連携術」(ぎょうせい)　他

一般社団法人　日本経営協会・中部本部　大脇　行　　FAX　(052)952－7418　　R2. 12/9

□日本経営協会会員　□一般（該当する方にレ印をつけて下さい）

60016213　「地域包括連携協定締結実務講座」参加申込書　　年　月　日

ふりがな 団体名		TEL Fax	(　　)　　－ (　　)　　－	ご派遣責任者（ご連絡担当） 所属・役職名
所在地	〒			氏名
No.	フ　リ　ガ　ナ 参　加　者　氏　名	所属・役職		印
				＜通信欄＞

※ご請求書の宛名についてお知らせください【□団体名と同じ・□異なる（宛名　　）】

※参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。
①参加券や請求書の発送などの事務処理　②セミナーなど本会事業のご案内　なお②がご不要の場合は、右□にチェックしてください。 □

※太枠内にご記入ください。3 名様以上でお申込の場合は、別紙等に記載しあわせてお送りいただくか、複写してご利用ください